

事監契第 220316001 号
技 積第 220316001 号
令和 4 年 3 月 18 日

本社内関係各長 殿
各地方機関の長 殿

事業監理部長
技術企画部長
(公印省略)

共同企業体運用基準について (通達)

各地方機関が共同企業体を工事の契約相手方とする場合の運用基準を下記のとおり定め、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札契約手続きを開始するものから適用するので通知する。

記

共同企業体運用基準

1 特定建設工事共同企業体

大規模であって技術的難度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）により競争を行わせる必要がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 対象工事

特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次のとおりとする。

ア 大規模な工事で、技術的難度が高く、共同施工により技術力の拡充・強化を図り、安定施工を行う必要があるもの。

イ 新技術、新工法の研究・開発又は実用化を図ることを目的とする工事で、共同施工により技術力を結集する必要があるもの。

ウ ア及びイ以外の工事であっても、工事の規模及び性格に照らし、共同施工によることが特に必要と認められるもの。

(2) 構成員の数及び組合わせ

特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とし、その組合せは次の要件を満たすものとする。

- ア 当該工事に対応する工事種類について、資格を有する者による組合せであること。
- イ 当該工事に対応する工事種類に等級区分が設けられている場合は、A等級の資格確認者による組合せであること。ただし、特に必要があると認められる場合は、A等級の資格確認者とA等級以外の者で十分な施工能力を有すると認められる資格確認者の組合せとすることができる。

(3) 構成員の技術的要件等

全ての構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ア 当該工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
- イ 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ当該工事と同種の工事の施工実績があること。
- ウ 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(4) 出資比率の最小限度基準

構成員の出資比率の最小限度基準は、次によるものとする。

- ア 2者の場合は30%以上
- イ 3者の場合は20%以上

(5) 代表者の要件

特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員中上位等級の資格確認者とし、その出資比率は最大でなければならない。

(6) 特定建設工事共同企業体の公示

特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示し、これにより入札参加資格の申請を行わせるものとする。

- ア 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- イ 工事場所
- ウ 工事の概要
- エ 資格確認申請書（一般競争入札の場合は別に定める資格確認申請書例、指名競争入札又は随意契約の場合は資格確認申請書（様式）をいう。以下同じ。）及び特定建設工事共同企業体協定書（書式1）の写しの受付期間及び受付場所
- オ 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件、出資比率要件及び代表者要件

カ 認定資格の有効期間

キ その他必要と認める事項

(7) 競争参加資格確認申請書等の提出

当該工事の競争に参加を希望する特定建設工事共同企業体に対し、資格確認申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（書式1）の写しを提出させるものとする。

(8) 特定建設工事共同企業体の認定

特定建設工事共同企業体から前項の資格確認申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（書式1）の写しの提出を受けた場合は、当該内容を審査し、適格なものを有資格者として認定するものとする。

なお、当該認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

2 経常建設共同企業体

優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）を契約の相手方とする場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 対象工事

経常建設共同企業体による対象工事は、当該経常建設共同企業体が認定された等級区分に対応する予定価格の規模の工事とするものとする。

(2) 構成員の数及び組合わせ

構成員の数は、2又は3者とし、その組合せは次の要件を満たすものとする。

ア 資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人による組合せであること。

イ 同一の等級又は直近の等級に認定された有資格者又はこれと同等と認められる者の組合せであること。なお、これらの組合せの要件に適合している者の組合せが、以後において当該組合せの要件に適合しなくなった場合にも、継続的な協業関係を維持しているときに限り、当該組合せの要件に適合しているものとみなすものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

全ての構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 発注工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ 当該工事と同種の工事について元請としての施工実績を有すること。ただし、元請としての施工実績がない構成員で当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあつては、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。

ウ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額の最低規模の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合には、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

(4) 出資比率の最小限度基準

構成員の出資比率の最小限度基準は、次によるものとする。

ア 2者の場合は30%以上

イ 3者の場合は20%以上

(5) 代表者の要件

代表者は、構成員において決定された者とするものとする。

(6) 競争参加資格審査申請書等の提出

ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程（平成15年10月機構規程第140号）第5条の規定に基づく、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書及び経常建設共同企業体協定書（書式2）の写しを提出させるものとする。

イ 一の企業が申請することができる経常建設共同企業体の数は1とするものとする。

(7) 一の企業としての登録の制限

同一の工事種類において、経常建設共同企業体として登録する場合には、当該経常建設共同企業体の構成員の一の企業としての登録は取り消すものとする。

(様式)

資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで通知のありました 工事に参加する資格について確認
されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体協定書及び委任状

注) この様式は、指名競争入札又は随意契約の場合に適用する。

(A列4番)

書式1

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) ○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
- 建設株式会社
- 県○○市○○町○○番地
- 建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金、部分払金及び出来形払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 建設株式会社 ○○%
- 建設株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん功の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行そ

の他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

書式2

〇〇経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金、部分払金及び出来形払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事しゅん功の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 工事の名称 | 〇〇、〇〇〇〇〇〇〇工事 |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 〇〇% |
| | | 〇〇建設株式会社 〇〇% |

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印